

いわき市広告入り窓口封筒無償提供者募集要領（令和８年度）

（趣旨）

第１条 この要領は、市民が使用する窓口封筒を無償で提供する事業者を募集することに関し、必要な事項を定める。

（規格および予定枚数）

第２条 規格および予定枚数について次のとおりとする。

- （１） 角型２号（縦332 mm×横240 mm）または同等のもの 120,000枚
必要に応じて増減できるものとする。
- （２） 使用する紙質は、古紙パルプ配合率が可能な限り高いものであること。

（広告掲載範囲）

第３条 封筒の表面積および裏面積のそれぞれ３分の１とする。

封筒の表面積および裏面積のそれぞれ３分の２は、市の記載部分とし、記載内容は、本市が指定する。

（広告内容）

第４条 広告主の業種、広告内容については、いわき市広告入り窓口封筒無償提供に関する取扱要領を遵守すること。

（設置場所）

第５条 窓口封筒の設置場所は次のとおりとする。

いわき市役所市民課、小名浜支所市民課、勿来支所市民課、常磐支所市民課、内郷支所、四倉支所市民課、遠野支所、小川支所、好間支所、三和支所、田人支所、川前支所、久之浜・大久支所、豊間市民サービスセンター、江名市民サービスセンター、泉市民サービスセンター、中央台市民サービスセンター、いわき駅前市民サービスセンター、内郷・好間・三和地区保健福祉センター 計19箇所

（設置期間）

第６条 設置期間は次のとおりとする。

令和９年３月１日から令和10年２月29日

（納品場所）

第７条 納品場所はいわき市役所市民協働部市民課ほか、各支所、市民サービスセンター、内郷・好間・三和地区保健福祉センターとし、市の指示に従い数回に分けて納品すること。

（募集期間）

第８条 募集期間は次のとおりとする。なお、郵送による場合は、募集期限の最終日の消印まで有効とする。

令和８年９月１日（火）から令和８年９月18日（金）まで（土日、祝日を除く）
受付時間は、午前８時30分から午後５時まで

(応募資格)

第9条 市民課業務についてその趣旨を十分に理解し、窓口用封筒に関する業務を適切に実施できる広告主であって、次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 現在、いわき市及び他の自治体において、入札参加の指名停止の措置を受けていないこと。
- (2) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びに市区町村民税の滞納がないこと。
- (3) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。

(提出書類)

第10条 応募する際の提出書類は次のとおりとする。

- (1) 広告入り窓口封筒無償提供申込書(様式第1号)
- (2) 広告入り窓口封筒無償提供提案書(様式第2号)
- (3) 企画書・封筒見本等
- (4) 法人登記等謄本(個人事業主の場合は身分証明書)
発行日から3ヶ月以内のもの
- (5) 会社概要
- (6) 納税証明書
直近事業年度で発行日から3ヶ月以内のもの
- (7) 暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書
- (8) 資格の登録証等(必要に応じ)
- (9) 財務諸表等(必要に応じ)
- (10) 業務経歴書等(必要に応じ)

2 いわき市入札参加者名簿に登録されている者は、(4)～(10)を省略できる。

(提出先)

第11条 提出先は次のとおりとする。

いわき市役所市民協働部市民課に持参または郵送により提出すること。

(選定基準)

第12条 提出書類を審査した上で、要領その他別に定める要件に合致するかどうか公正に判断し選定する。ただし、応募者が複数ある場合は、選定委員会において提案内容、封筒デザイン、業務実績、事業者の信頼性等を総合的に審査し1事業者を選定する。

(その他)

第13条 審査結果に対して異議の申立ては、受け付けないこととする。

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 窓口封筒の製作上の遵守事項および問題発生時の対応等については、この募集要領およびいわき市広告入り窓口封筒無償提供に関する取扱要領を参照すること。